

過誤申立の方法

○過誤申立とは

過誤申立は、支払が確定している請求明細を取下げの手続きで、過誤申立書を保険者に提出します。過誤処理は請求明細単位で行われ、部分修正はできません。一度すべてがゼロになりますので、実績のあるものについては事業所が正しい内容の請求明細を再提出する必要があります。

給付管理票の単位数の誤りは、給付管理票の修正又は取消で行います。請求明細と給付管理票の関係については「介護報酬の請求と過誤」を参照してください。

○過誤申立書の様式について

ホームページより下記のファイルをダウンロードしてください。ダウンロードできない場合はご連絡ください。ファックス送信等いたします。

- ・ 過誤申立書・記入例
- ・ 申立事由コード説明表
- ・ 過誤申立締切日一覧
- ・ 請求額確認表・記入例・・・保険者や都道府県の実地指導等により過誤申立をする場合に添付してください。

○過誤申立書の提出時期について

過誤は、支払いが確定している請求明細を取り下げる処理です。該当の明細が返戻や保留になっていないことを確認してから提出をお願いします。

○世田谷区の提出締切日について

- ・ 過誤申立締切日一覧をご確認ください。
- ・ 過誤の理由に関わらず、過誤件数が多い場合は事前に介護保険課保険給付係へご連絡ください。

○提出先

- ・ 介護保険被保険者証の保険者に提出します。世田谷区内でサービスを利用されていても、保険者が他の市区町村等であれば、世田谷区では受付できません。
- ・ ファックスでの受付はいたしませんので、郵送または介護保険課窓口へ直接ご提出ください。
- ・ 被保険者番号がHで始まる利用者の過誤は、世田谷総合支所生活支援課医療・事務調整で扱います。障害者総合支援法による介護給付・訓練等給付費の過誤は、障害施策推進課事業担当の扱いです。

○過誤決定通知

世田谷区の処理月の翌々月はじめに国保連合会より各事業所に通知され、同月の支払い額から過誤申立した請求明細分が減額されます。

○再請求について

- ・過誤決定の通知は区の処理月の翌々月ですが、区処理月の翌月10日（国保連合会への例月の請求と同時）に再請求できます。これを同月過誤といい、支払いは差額調整のかたちで行われます。
- ・過誤の決定通知を確認後に再請求する場合を通常過誤といいます。「過誤のながれ」を参照してください。
- ・同月過誤の処理は、国保連合会により取り扱いが異なる場合があります。東京都以外の事業所の方は、所在地の国保連合会にご確認ください。